

エポスカード会員専用 「エポス少短 生活サポート保険」 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項 **契約概要** とお客様にとって不利益となる事項など特にご注意ください事項 **注意喚起情報** を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

1 商品の仕組み

契約概要

- 「エポス少短 生活サポート保険^(※)」は、エポスカードの会員様専用の病気やケガによる入院をした場合に備えるための保険で、所定の入院をした場合に入院一時金が支払われます。
※「エポス少短 生活サポート保険」は、(株)エポス少額短期保険の「生活保障保険」に「医療保障特約(引受基準緩和型) 異常分娩のための入院の取扱いに関する特則適用」と「エポスカード会員専用商品に関する特約」を付帯した商品のペットネーム(愛称)です。
- この保険には、入院一時金の額により3つのプラン(5万円・10万円・20万円)があり、お客様のニーズに合ったプランをご選択いただけます。
- 保険料は月払となり、お支払方法は、保険契約者ご本人名義のエポスカードによる払込みとなります。退会等の理由により、エポスカードがご利用できなくなった場合には、この保険契約も失効となります。
- 保険料は、プランごとに年齢(5歳群団)・性別により設定されており、保険契約更新時の年齢により変動します。
- 入院一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限り、入院一時金をお支払いした場合は、この保険契約は消滅します。

2 お申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約概要

この保険には、日本国内にお住まいのエポスカード会員の方で、契約日において20歳以上69歳以下の方がお申し込みいただけます。
※ご加入後は、満79歳まで更新いただくことが可能です。
※ご加入にあたっては健康状態等について告知いただき、その内容によってはご加入いただけない場合もございます。

3 責任開始日について

注意喚起情報

インターネットでのお申込手続き完了後、通常1~3営業日以内に保険契約の引受承諾可否のメールを登録アドレスにお送りします。当社が保険契約の引受を承諾した場合には、当社の承諾日の属する月の翌月1日(責任開始日)から保険契約上の責任が開始されます。責任開始日については、引受承諾メールにてお知らせするマイページにてご確認ください。

4 保障の内容

契約概要

この保険の保険金をお支払いする場合と支払い額は下表のとおりです。
なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、医療保障特約をご確認ください。

保険金の種類	支払事由	支払金額	支払限度
入院一時金	被保険者が保険期間中に下記の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を直接の原因とする入院であること (2) 疾病または傷害の治療を目的とした入院であること (3) 入院日数が1泊2日以上であること	マイページに記載の入院一時金額	保険期間を通じて1回に限る

5 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

つぎのいずれかにより、支払事由に該当したときは、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の薬物依存
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8) 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛で他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）
- (9) 地震、噴火または津波
- (10) 戦争その他の変乱
- (11) 被保険者の異常分娩（鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開による分娩等をいいます。）

※異常分娩の範囲については、「異常分娩のための入院の取扱いに関する特則」をご確認ください。

6 保険期間および保険契約の更新

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険期間
この保険の保険期間は、契約日（責任開始日）から1年間です。
- (2) 保険契約の更新
 - ①当社は、保険期間の満了日の60日前までに保険契約者の指定アドレスに更新案内を通知します。
 - ②保険契約者が、保険期間の満了日の前日までに保険契約を更新しない旨の通知をしない限り、保険契約は更新案内により通知された内容で更新されます。
 - ③②により、保険契約が更新された場合には、当社は、保険契約者の指定アドレスに更新完了を通知し、更新後の保険契約内容をマイページに表示します。
 - ④更新日における被保険者の満年齢が79歳となる場合には、この保険契約は更新されず、更新前の保険契約の満了日をもって満了します。
- (3) 保険契約更新時の条件変更等
 - ①当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事象が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
 - ②当社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、更新契約の引き受けを行わないことがあります。
 - ③①または②の対応を行う場合は、当社は、保険契約者に対して保険期間の満了日の2か月前までにその内容を通知します。

7 主な特約とその概要

契約概要

この保険の主な特約とその概要は次のとおりです。特約内容の詳細については、各特約をご確認ください。

- (1) 医療保障特約（引受基準緩和型）※自動付帯
病気またはケガにより所定の入院をした場合に入院一時金をお支払いするものです。この保険には、「異常分娩のための入院の取扱いに関する特則」が付加されます。
- (2) エポスカード会員専用商品に関する特約 ※自動付帯
保険商品を株式会社エポスカードの会員に限定して販売する場合の保険料の払込方法および保険契約の効力等を定めることを主な内容とするものです。
- (3) 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約 ※自動付帯
保険契約の申込等の手続の際に、インターネットによる手続を行う場合の取扱いを定めることを主な内容とするものです。

8 引受条件（契約プラン）と保険料について

契約概要

- (1) 保険料と保険金額は、選択したプラン（入院一時金額：5万円・10万円・20万円）と被保険者の年齢および性別によって決定されます。プランごとの性年齢別の保険料については、エポスカードの商品案内サイトに記載しておりますので、ご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法は月払で払込経路はクレジットカード（エポスカードに限定）による払込みとなります。
- (3) 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

9 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効等

注意喚起情報

- (1) 第1回保険料
第1回保険料については、当社の申込サイトにおいて、支払情報としてエポスカード情報を入力することによりお支払いください。ご指定のクレジットカードについて、当社がエポスカードへ当該カードの有効性及び利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等確認」といいます。）を行い、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時に、当社が当該保険料を受け取ったものとします。第1回保険料についての払込猶予期間の設定はありません。

(2) 第2回以降保険料

①第2回目以降保険料については、毎月エポスカードへ有効性等確認を行い、確認が得られた時に当社が当該保険料を受け取ったものとします。クレジットカードの有効性等確認の結果、不能との回答があった場合には、その翌月に再度、エポスカードへ2か月分の保険料について、クレジットカードの有効性等の確認を行います。この2か月分の保険料の有効性等確認に対してエポスカードより不能との回答があった場合には、当該不能となった2か月目の保険料の払込期月(月払保険料の充当される月をいいます。)の末日をもって、この保険契約は失効します。

②①により保険契約が失効となる場合で、不能となった保険料の払込期月中に保険金の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料(保険金の支払事由が生じた日の属する月までの保険料をいいます。)を保険金から差し引いて、保険金を支払います。

※詳細については、「エポスカード会員専用商品に関する特約」をご確認ください。

10 保険契約の消滅等

契約概要

次の事由に該当した場合には、保険約款の規定に基づき、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 入院一時金を支払った場合
- (3) エポスカードの有効性等確認が2回連続で不能であった場合

11 告知義務等について

注意喚起情報

- (1) ご契約者または被保険者には、ご契約時、当社が申込ページ等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。
- (2) 告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。健康状態等のご回答内容によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。
- (3) 当社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者の住所、通知先(電話番号・通知先アドレス)に変更があった場合には、マイページから変更内容を当社に通知してください。

12 お申し込みの撤回(クーリングオフ)について

注意喚起情報

保険契約者は、お申込み後であっても、申込日から8日以内であれば、保険契約申込みの撤回(以下「クーリングオフ」という。)を行うことができます。クーリングオフされる場合には、郵便(封書またはハガキ)により、当社までお申し出ください。

書面にはクーリング・オフする旨を明記し、保険契約者の署名または捺印および住所、電話番号をご記入ください。

クーリング・オフされた場合で、既に払い込まれた保険料がある場合、当社は全額をすみやかに返還します。

13 解約時の保険料の返還について

契約概要

この保険の保険料は月払ですので、中途解約時の未経過期間に対応する保険料の返還はありません。

14 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

15 セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

16 保険金の請求手続きについて

注意喚起情報

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、当社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点はカスタマーセンターまでお問合せください。
- (3) 保険金の請求に際しては、診療明細書、医師による診断書等、当社の指定する書類を提出いただくことが必要となります。
- (4) 保険金を請求する権利は、保険金の支払事由が生じたときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。
- (5) 当社の保険金支払担当部署の営業日は、年末年始および祝日を除く、月曜、火曜、木曜、金曜(水曜は定休日)となります。したがって、普通保険約款第26条(保険金の請求及び支払の時期・場所)第3項において規定する保険金の支払時期の「5営業日以内」については、この当社の営業日により計算します。

- (6) 保険金請求時までには当会社に提出された資料だけでは、保険金の支払事由に該当する事実の有無等の確認ができない場合、特別な照会や調査が必要となる場合には、普通保険約款第26条(保険金の請求及び支払の時期・場所)第3項において規定する保険金の支払時期の「5営業日以内」は、延伸されます。延伸される期間は、内容によって異なりますので、詳しくは、普通保険約款第26条(保険金の請求及び支払の時期・場所)第4項から第6項までの規定をご確認ください。

17 保険証券発行の省略

契約概要

当社は、この保険においては書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者ご自身でインターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容を確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

18 保険料控除について

注意喚起情報

所得税上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」に限られており、この保険は、これに該当いたしません。

19 少額短期保険業者の引受制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1) 保険期間は1年以内(損害保険商品は2年以内)であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下(医療保険:80万円、損害保険:1,000万円など)。
- (2) 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下(個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下)。
- (3) 1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下(医療保険の場合は8,000万円以下)。

20 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、当社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00 受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

21 支払時情報交換制度

注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.co.jp/>

本書面に関するお問い合わせ
ご相談・苦情等は

EPOS
少額短期保険

株式会社 エポス少額短期保険

関東財務局長(少額短期保険)第64号

〒164-0001 東京都中野区中野3丁目34番28号

<https://www.epos-ssi.co.jp/>

カスタマーセンター  **0120-010-403**

受付時間: 年末年始を除く9:30～18:00